(総則)

- 第1条 借主及び貸主は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(設計図、 見本等を含む。以下同じ。)に従い、この契約(この約款及び仕様書を内容とする物品の賃 貸借契約をいう。以下同じ。)の履行に当たって適用される法令を遵守し、これを履行しな ければならない。
- 2 この約款に定める承諾、通知、請求、指示、催告、表示、報告及び解除は、原則として 書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 貸主は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、 借主が、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規則(平成20年規則第1号)第97条の規 定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 借主は、貸主の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借 物品を転貸してはならない。
- 2 貸主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ借主の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 貸主は、貸借物品の納入の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせて はならない。ただし、貸借物品の納入の性質上特に借主がやむを得ないと認めた場合は、 この限りではない。
- 2 貸主は、前項ただし書の規定により貸借物品の納入の一部を第三者に委託しようとする ときは、あらかじめ、借主の承諾を得なければならない。
- 3 借主は、前項の承諾にあたり、貸主に対して、貸主が第1項の規定ただし書の規定により貸借物品の納入の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 貸主は、第1項及び第2項の規定により貸借物品の納入の一部を第三者に委託した場合、 借主に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うも のとする。

(納入費用の負担等)

第5条 貸主は、仕様書等に別の定めがある場合を除き、この契約に基づく貸借物品の納入 に必要な費用について負担する。

(検査及び引渡し)

- 第6条 貸主は、納入に際し、又は借主の定める日時に立会いのうえ借主の定める検査(以下「納品検査」という。)を受けなければならない。
- 2 貸主は、借主が定める日時までに貸借物品を納入し、賃貸借期間の始期(仕様書で別に 期日を定めた場合は当該期日。以下「納入期限」という。)に借主の利用に供せるようにし なければならない。

- 3 借主は、納品検査を納入の日から起算して10日以内に終えなければならない。
- 4 借主は、貸主が納品検査に立ち会わないときは、当該納品検査の結果について貸主の異 議の申立てを認めないものとする。
- 5 借主は、納品検査に合格したとき、貸主から貸借物品の引渡しを受けるものとする。
- 6 納品検査に直接要する費用及び納品検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損した ものの復元又は補填に要する費用は、すべて貸主が負担するものとする。
- 7 貸主は、納品検査に合格しないときは、借主の指示する期間内に良品との交換又は補修 をしなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前各項の規定を準 用するものとする。

(危険負担)

第7条 前条第5項(同条第7項で準用する場合を含む。)の引渡し(以下「貸借物品の引渡 し」という。)の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて貸主の負担とする。

(賃料の請求)

第8条 貸主は、当該月分の賃料を翌月の10日までに、借主の指定する請求書により、借主 に対して請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月の賃料にあっては、第12条に 規定する貸借物品の引取りが完了した後、借主に対して請求するものとする。

賃貸借期間が1ヶ月までのものは、第8条を次のように改めること。

(賃料の請求)

第8条 貸主は、第12条に規定する貸借物品の引取りが完了したときは、書面をもって賃料の支払を、借主に対して請求するものとする。

(賃料の支払)

第9条 借主は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を貸主に対して支払うものとする。

(貸借物品の管理等)

- 第10条 借主は、善良な管理者の注意をもって、貸借物品を常に正常に機能を果す状態を保 つようにして、保管又は使用するものとする。この場合、使用又は保管に必要な消耗品等 は、借主の負担とする。
- 2 貸主は、借主が、借主の責めに帰する事由以外で貸借物品を使用することができなくなったときは、当該物品を取替え、又は補修しなければならない。この場合、借主は、契約 金額から、貸借物品の使用不能期間に相当する賃料を減額するものとする。

(貸借物品の現状変更)

第11条 借主は、貸借物品の設置場所の変更又は他の機械単具の取付け等の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ貸主の承諾を得なければならない。

(貸借物品の引取り)

第12条 貸主は、賃貸借期間が終了したときは、借主の指示に従い、すみやかに貸借物品を 引取るものとし、貸借物品の引取りに要する費用は、仕様書等に別の定めがある場合を除

き、貸主の負担とする。

(保険加入)

- 第13条 貸主は、貸借物品について賃貸借等期間中継続して貸主を被保険者とする動産総合 保険(仕様書で別に指定している場合は当該保険)に加入するものとする。
- 2 借主は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を貸主に通知するものとする。 (履行遅延の場合における違約金等)
- 第14条 貸主の責に帰すべき事由により納入期限までに貸借物品を納入することができない場合においては、借主は、違約金の支払を貸主に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納品検査に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該納品検査に要した日数を除くものとする。
- 3 借主の責めに帰する事由により、第9条に規定する支払が遅れたときは、貸主は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を借主に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

- 第15条 貸主は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額 の100分の20に相当する額を借主に支払わなければならない。この契約による貸借物品の引 渡し後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、貸主に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除 措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納 付命令)が確定したとき。
- (2) 貸主又は貸主の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に 該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、貸主又は貸主の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、借主は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、借主の貸主に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第16条 借主は貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照ら して軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 納入期限までに貸借物品の全部又は一部を納入しないとき。

- (2) 第6条第7項の規定に基づき、借主が指示した期間内に貸借物品の交換又は補修がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることが できる。
 - (1) 貸借物品を納入することができないとき。
 - (2) 貸借物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 貸借物品の一部の納入ができないとき又は貸借物品の一部の納入を拒絶する意思を 明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達すること ができないとき。
 - (4) 貸借物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、貸主が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は北海道後期高齢者医療広域 連合財務会計規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 貸主が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(貸主が個人である場合にはその者を、貸主が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、貸主が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与して いると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
 - カ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(キにおいて「関連契約」という。)の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 貸主が、アからオのいずれかに該当する者を関連契約の相手としていた場合に、借 主が貸主に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、貸主がこれに応じなかっ

たとき。

- ク 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、借主が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 借主は、第1項又は前項(第7号を除く。)の規定によりこの契約を解除した場合において、既に履行された賃貸借期間がある場合、貸主に対し、当該履行済み賃貸借期間に対する賃料を支払わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により契約が解除された場合については、貸主は、借主にその 損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第7号を除く。)に定める場合が、借主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借主は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、借主は、契約金額の100分の10 に相当する金額(借主に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額)を 賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 貸主がその債務の履行を拒否し、又は、貸主の責めに帰すべき事由によって貸主の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 貸主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 貸主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 貸主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、借主 は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(借主に対する損害賠償)

第17条 貸主は、この契約の履行に当たり、貸主の責めに帰すべき事由により借主に損害を 与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、借主の定めるところ により、その一切の損害を賠償しなければならない。

(契約保証金の返還)

第18条 借主は、賃貸借期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。 (裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴訟は、借主の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(個人情報の保護)

第20条 貸主は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別 記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。 (その他)

- 第21条 貸主は、この約款に定めるもののほか、北海道後期高齢者医療広域連合財務会計規 則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安 全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するもの とする。
- 2 貸主は、借主から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況 が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、借主と貸主とが協議の 上、定めるものとする。

個人情報取扱注意事項

北海道後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)と○○○(以下「乙」という。)が、令和 年 月 日付けで締結した●●●●●●契約(以下「本件業務」という。)に係る個人情報の取扱いに関して、以下のとおり注意事項を定める。

1 基本的事項

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。以下同じ。)を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

2 取得の制限

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

3 秘密の保持

- (1) 乙は、本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、その使用する者が本件業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- (3) 前2号の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 利用及び提供の制限

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を当該業務の目的以外に自ら利用し、又は第 三者に提供してはならない。

5 安全確保の措置

乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、漏えい、滅失又は毀損の 防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 従事者への周知及び監督

- (1) 乙は、本件業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- (2) 乙は、本件業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

7 複写、複製の禁止

乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された 資料等を、甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された 資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、 その方法によるものとする。

9 事故報告

乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲へ報告し、その指示に従うものとする。

10 監査及び調査

- (1) 甲は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- (2) 甲は、前号の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

11 損害のために生じた経費の負担

本件業務を処理するに当たって、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした 損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責め に帰する事由による場合は、この限りではない。

12 契約の解除及び損害賠償

甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償 の請求をすることができる。